

宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法) に関する許可等申請手数料一覧 (R7.4.1~)

岡山市に提出される宅地造成及び特定盛土等規制法に関する許可等申請の手数料です。
なお、岡山県、倉敷市、玉野市及び笠岡市の手数料額については、各縣市へお問い合わせください。

① 許可申請手数料 (法第 12 条第 1 項本文及び第 30 条第 1 項本文)

盛土又は切土 土石の堆積 をする土地の面積(㎡)	手数料 (円)	
	盛土又は切土	土石の堆積
500 以内のもの	15,000	10,000
500 超え 1,000 以内のもの	25,000	12,000
1,000 超え 2,000 以内のもの	36,000	15,000
2,000 超え 3,000 以内のもの	53,000	18,000
3,000 超え 5,000 以内のもの	61,000	26,000
5,000 超え 10,000 以内のもの	83,000	29,000
10,000 超え 20,000 以内のもの	130,000	35,000
20,000 超え 40,000 以内のもの	200,000	49,000
40,000 超え 70,000 以内のもの	320,000	66,000
70,000 超え 100,000 以内のもの	450,000	100,000
100,000 超えるもの	590,000	120,000

② 変更許可申請手数料 (法第 16 条第 1 項本文及び第 35 条第 1 項本文)

変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。

最高限度額は、盛土又は切土の場合 590,000円。土石の堆積の場合 120,000円。

(注) 軽微な変更の届出や工事の計画の変更にあたらぬ申請書類の修正の手続きは手数料不要。

変更内容		手数料 (円)
設計の変更	面積*…変更なし 直近の許可部分…変更あり	直近の許可面積に対応する①の金額×1/10
	面積…減少のみ 直近の許可部分…変更あり	直近の許可面積から減少分を差し引いた面積に 対応する①の金額×1/10
	面積…増加のみ 直近の許可部分…変更なし	直近の許可面積 から増加した面積に対応する①の金額
	面積…増加のみ 直近の許可部分…変更あり	直近の許可面積から増加した面積に対応する①の金額 +直近の許可面積に対応する①の金額×1/10
	面積…増減あり 直近の許可部分…変更あり	直近の許可面積 から増加した面積に対応する ①の金額 +直近の許可面積から減少分を差し引いた面積に対応 する①の金額×1/10
その他の変更	設計者の変更 等	10,000

※ 面積…盛土又は切土(土石の堆積)をする土地の面積

③ 中間検査申請手数料 (法第 18 条第 1 項本文及び第 37 条第 1 項本文)

盛土又は切土をする土地の面積(㎡)	手数料 (円)
20,000 以内のもの	10,000
20,000 超え 40,000 以内のもの	15,000
40,000 超え 70,000 以内のもの	23,000
70,000 超え 100,000 以内のもの	36,000
100,000 超えるもの	49,000

④ 宅地造成等に関する証明書交付手数料 (円) (則第 88 条)

300

〈お問合せ先〉

岡山市 都市整備局 住宅・建築部 開発指導課 TEL:086-803-1451・1452